

肝がん・重度肝硬変の医療費を助成しています

※助成を受けるためには参加者証が必要です。申請については裏面をご覧ください。

対象者について

- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院治療または通院治療を受けていること
- ・ 世帯年収が約370万円以下であること
- ・ 過去1年間で一か月あたりの治療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える月が2ヶ月以上あること

医療費の助成について

助成対象となる医療費

県が認定した※指定医療機関で行われた
高額療養費を超える肝がんおよび重度肝硬変の医療費(3月目以降)

※指定医療機関は下記の県ホームページに掲載しています。

※通院の場合は薬局が処方する薬剤費も含まれます。

助成方法

①入院の場合

→医療機関窓口での自己負担額が1万円になります。

- ・ 窓口では参加者証と医療記録票をご提出ください。

②通院の場合

→償還払いで自己負担額が1万円になります。

- ・ 窓口では一部負担金(3割負担など)を支払って、償還払い請求書および医療記録票を記載してもらい、後日お住まいの地域の保健所にて償還払い申請手続きを行ってください。※申請から入金まで3か月程度かかります。

医療費助成までの流れ(申請方法)

ステップ1 書類を医療機関で記載してもらおう

①医療記録票

医療機関窓口または薬局にて治療状況について記載してもらおう。

※交付申請後も治療を受ける度に記載してもらってください。

②臨床調査個人票

指定医療機関にて診断状況について記載してもらおう。

※以上の書類の様式については、医療機関または保健所で入手することができます。

ステップ2 参加者証の交付申請を行う

上記書類と併せて、住民票など必要書類をそろえ、お住まいの地域の保健所に申請を行ってください。

※参加者証の申請から交付まで3か月程度かかります。

※必要書類は県ホームページをご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

ステップ3 医療費の助成（参加者証の取得後）

参加者証が交付されましたら、助成が受けられる状態になります。

※参加者証の有効期間は申請月の1日から1年間であるため、申請月から参加者証が交付されるまでの治療費に関しては償還払い手続きを行ってください。

申請・お問い合わせ先

最寄りの区役所または保健福祉(環境)事務所までお問い合わせください。

| | | | | | | | |
|------|------|--------------|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 北九州市 | 門司区 | 093-331-1889 | 福岡市 | 東区 | 092-645-1076 | 筑紫 | 092-513-5583 |
| | 若松区 | 093-761-5327 | | 博多区 | 092-419-1089 | 粕屋 | 092-939-1534 |
| | 戸畑区 | 093-871-2311 | | 中央区 | 092-761-7318 | 糸島 | 092-322-1439 |
| | 小倉北区 | 093-582-3440 | | 南区 | 092-559-5114 | 宗像・遠賀 | 0940-36-2366 |
| | 小倉南区 | 093-951-4125 | | 西区 | 092-895-7071 | 嘉穂・鞍手 | 0948-21-4815 |
| | 八幡東区 | 093-671-6881 | | 城南区 | 092-831-4207 | 田川 | 0947-42-9345 |
| | 八幡西区 | 093-642-1444 | | 早良区 | 092-851-6659 | 北筑後 | 0946-22-3964 |
| | | | | | 久留米市 | 0942-30-9724 | 南筑後 |
| | | | | | 京築 | 0930-23-2690 | |